

福利事業

給付

WEB 給付・請求様式

慶弔見舞金等を支給しています。

給付の種類

資格取得（就職）から資格喪失（退職）まで、会員期間やライフイベントに沿った給付金・記念品があります。

 病気やけがで入院・通院した	傷病見舞金 ▶ P4 家族傷病見舞金 ▶ P4	 結婚した	結婚祝金 ▶ P6
 災害にあった	非常災害見舞金 ▶ P10	 子どもが生まれた	出産祝金 ▶ P6
 長期療養した	長期療養会員見舞金 ▶ P11	 子どもが入学した	入学祝金 ▶ P7
 会員でなくなった	せん別金 ▶ P8 会員特別給付金 ▶ P8	 節目を迎えた	永年在会祝金 ▶ P7 銀婚慶祝記念品 ▶ P11
		 不幸があった	弔慰金 ▶ P9 家族弔慰金 ▶ P9

給付金の請求手続き

各給付金の請求書に必要な書類を添付し、所属所長を通じて請求してください。

- ※ いずれの給付金についても遺族が請求する場合は、遺族の順位を証明する書類を添付してください。
- ※ 二つ以上の給付金を同時に請求される場合は、それぞれに必要な書類を添付してください。
- ※ 会員の扶養家族で、後期高齢者医療制度の対象となった者はその時点で扶養家族の認定取り消しとなります。

請求期限は 2 年間

給付の請求権は、その原因である事実が発生した日の翌日から 2 年以内に請求していただかないと時効により消滅します。

給付金の支給方法及び支給日

支給の可否を決定し、毎月 15 日 及び 末日に、請求書記載の口座へ振り込みます。

- ※ 支給日が金融機関の休日に当たるときは、その日前において最も近い金融機関の休日でない日となります。

給付金の受取金融機関

指定可能な受取金融機関は、以下の金融機関の本・支店です。

銀行法に規定する銀行／労働金庫法に規定する労働金庫／信用金庫法に規定する信用金庫／中小企業等協同組合法に規定する信用協同組合／農業協同組合法に規定する農業協同組合連合会及び農業協同組合／農林中央金庫法に規定する農林中央金庫／商工組合中央金庫法に規定する商工組合中央金庫／長期信用銀行法に規定する長期信用銀行

入院を伴う治療を受けたとき

傷病見舞金

家族傷病見舞金



会員（会員の扶養家族）が病気又は疾病等により入院を伴う治療を受けたとき、当該疾病等に伴う一連の治療に係る入院日数及び通院回数に応じて、傷病見舞金（家族傷病見舞金）を支給します。

※「一連の治療」には、他の疾病等を併発した場合を含みます。

① 次の算出方法により算出した額（上限 100,000 円）

5,000 円 × 入院日数 <small>上限なし</small>	+	3,000 円 × 通院回数 <small>上限3回</small>	+	会員本人の場合 10,000 円 扶養家族の場合 5,000 円
--	---	--	---	-------------------------------------

例 会員が病気で2回通院した後、6日間入院した。退院後、治療終了まで通院が2回あった場合

$$5,000 \text{ 円} \times \text{入院日数 } 6 \text{ 日} + 3,000 \text{ 円} \times \text{通院回数 } 3 \text{ 回} + 10,000 \text{ 円} = 49,000 \text{ 円}$$

② 傷病見舞金・家族傷病見舞金請求書（様式給第1号）

③ 医師等の診断書・入院の日数及び通院の回数を確認できる書類

例 医師等の診断書 + 入院の領収書
外来の領収書

- ※ 保険診療のみ対象となります。
- ※ 確定した傷病名が記載された診断書等を添付してください。（傷病名に「疑い」等の記載がある場合は検査入院のため対象外）
- ※ 診断書の傷病名が手術名のみの場合不可。
- ※ 退院日以降に発行された診断書に入院期間・通院日の記載があれば、領収書の添付は不要です。
- ※ 医療福祉費支給制度により領収書で入院期間・通院回数を確認できないときは、診療明細書などを添付してください。

④ 同じ病気で再入院・通院した場合

同一の原因により前回の入院の退院日又は最終の通院日の翌日から180日以内に開始した入院又は通院に係る傷病見舞金（家族傷病見舞金）は、一連の治療と見なし支給しません。ただし、上限10万円までの差額は支給します。

※ 180日経過後の治療分は支給対象となります。

⑤ 入院の定義

入院とは、医師等による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため所定の病院又は診療所に入り、常に医師等の管理下で治療に専念することをいいます。

対象外の入院

美容上の処置・病気を直接の原因としない不妊手術
正常な分娩
人間ドック検査
治療を伴わない検査入院
自宅での治療又は通院による治療が可能であるにもかかわらず入院している場合

特定損傷に伴う通院治療を受けたとき

傷病見舞金

家族傷病見舞金



会員（会員の扶養家族）が、入院を伴う治療を要しないが不慮の事故により次に掲げる特定損傷に伴う治療を受けたとき、当該特定損傷を負うこととなった不慮の事故に起因する一連の治療に係る通院回数に応じて、傷病見舞金（家族傷病見舞金）を支給します。

※「一連の治療」には、他の疾病等を併発した場合を含みます。

特定損傷の定義	骨折	骨組織の連絡が部分的あるいは完全に離断された状態 ※ 変形治癒、偽関節、病的または特発骨折を除く。
	関節脱臼	関節面の生理的な相互関係が失われた状態 ※ 先天性脱臼、病的脱臼、反復性脱臼を除く。
	腱の断裂	腱が断裂した状態のうち、ギブスもしくはシーネによる固定または腱形成術を要するもの ※ 疾病を原因とするものを除く。 ※ 腱形成術には腱の移植術、移行術、交換術及び縫合術を含む。
	熱傷	熱により生体の組織が損傷され、次のいずれかに該当する状態 ① 深達性Ⅱ度熱傷 真皮膚の深部まで障害された状態（直径2cm未満を除く。） ② Ⅲ度熱傷 皮膚全層ならびに皮下組織まで障害された状態（直径2cm未満を除く。）
	永久歯の喪失	歯（第三大臼歯（親しらず）、過剰歯及び乳歯を除く。）の根元から全体を永久に喪失した状態 ※ 疾病またはそしゃく行為を原因としたものを除く。 ※ 医師の判断で行われた抜歯治療により永久に喪失した状態を含む。

※ 不慮の事故（急激かつ偶発的な外来の事故）によるものに限りです。

※ 疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。

¥ 次の算出方法により算出した額（上限 100,000 円）

$$\begin{array}{c}
 3,000 \text{ 円} \\
 \times \\
 \text{通院回数} \text{ (条件あり)}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{c}
 \text{会員本人の場合} \quad 10,000 \text{ 円} \\
 \text{扶養家族の場合} \quad 5,000 \text{ 円}
 \end{array}$$

注 通院回数は、1日の通院に係る保険診療分の自己負担額が3,000円以上のものを1回とします。

自己負担額が3,000円未満の通院があるとき

3,000円未満の通院に係る自己負担額の合計を3,000円で除して得た数（小数点以下切り捨て）を通院回数に含めます。

傷病見舞金・家族傷病見舞金請求書（様式給第1号）

医師等の診断書・通院の回数を確認できる書類

例  医師等の診断書 +  外来の領収書

請求後に同じ病気で通院した場合

同一の原因により前回の最終の通院日の翌日から180日以内に開始した通院に係る傷病見舞金（家族傷病見舞金）は、一連の治療と見なし支給しません。ただし、上限10万円までの差額は支給します。

※ 180日経過後の治療分は支給対象となります。

結婚したとき

結婚祝金



会員が結婚したとき、結婚祝金を支給します。

- ※ 事実上婚姻関係と同様の事情に入ったときを含みます。
- ※ 復縁については支給されません。

¥ 40,000 円

過去に結婚祝金給付を受けている場合 20,000 円

④ 結婚祝金請求書（様式給第2号） ④ 結婚の事実を証明する書類

例  婚姻届出受理証明書

姓が変わる場合

給付金の受取金融機関・口座は、結婚後の氏名で開設した口座を指定してください。
氏名変更報告書により氏名変更の手続きをお願いします。

子どもが生まれたとき

出産祝金



会員又は会員の配偶者が出産したとき、出産祝金を支給し、子育て家庭に役立つ情報が満載の冊子等を無償配付します。

- ※ 「配偶者」には事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
- ※ 死産の場合は家族弔慰金に該当することになります。

¥ 30,000 円

同じ父母で第3子以降の子の場合 1人につき20,000円加算

④ 出産祝金請求書（様式給第3号）

④ 出産の事実を証明する書類（医師または助産師の証明）

 母子手帳の出生届出済証明のページ写し
※ 「子の保護者」欄も記入済のものに限ります。
※ 出産した者が会員または会員の扶養家族に認定されている配偶者の場合、「出生証明書」での証明も可。

注 同じ父母で第3子以降の出産の場合

第1子～当該子の分まで添付してください

④ 育児関連図書配付確認書

詳細は12ページ



子どもが入学したとき

入学祝金



会員の子が小学校又は中学校に入学したとき、入学祝金を支給します。

※ 会員と同居の子に限ります。

① 次の要件に該当する額

小学校	20,000 円
中学校	30,000 円

② 入学祝金請求書（様式給第 4 号）

③ 子が会員の扶養家族に認定されていない場合のみ



会員と入学者の住民票写し

or



住民票記載事項証明書

会員と同居の子であること及び子の生年月日を確認します。（母子手帳の写しは不可）

※ 子と会員の氏名、世帯主及び続柄が省略せず記載されたものを添付してください。

※ 子が会員の扶養家族に認定されている場合、添付書類は不要です。

節目を迎えたとき

永年在会祝金



一般職の会員の会員期間が引き続き 20 年、30 年、40 年に至ったとき、永年在会祝金を支給します。
（特別職の会員は会員期間が引き続き 8 年、12 年、16 年に至ったとき）

① 次の要件に該当する額

一般職 20 年 / 特別職 8 年	30,000 円
一般職 30 年 / 特別職 12 年	50,000 円
一般職 40 年 / 特別職 16 年	50,000 円

② 永年在会祝金請求書（様式給第 5 号）

③ 一般職から引き続き特別職になった場合

引き続き会員期間と特別職としての会員期間のいずれか早い年数に至ったときとなります。

会員でなくなったとき

せん別金

会員特別給付金



会員の資格を失ったとき、せん別金・会員特別給付金を支給します。

せん別金



次の要件に該当する額

平成 24 年 4 月以降に資格取得した場合（新せん別金制度）

会員期間（年数）	支給金額	会員期間（年数）	支給金額
5 年以上 10 年未満	10,000 円	20 年以上 25 年未満	40,000 円
10 年以上 15 年未満	20,000 円	25 年以上 30 年未満	50,000 円
15 年以上 20 年未満	30,000 円	30 年以上	60,000 円

平成 24 年 3 月 31 日以前に資格取得した場合（上限 60,000 円 ※ ①の額が 60,000 円を超えるときは ①の額）

① 旧せん別金制度により算出した
平成 24 年 3 月 31 日現在のせん別金の額 + ② 平成 24 年 4 月 1 日を起算日とした
新せん別金制度により算出したせん別金の額

せん別金



せん別金請求書（様式給第 6 号）

せん別金



（特別職及び理事長が指定する者のみ）給料異動事項記載の履歴書

会員特別給付金



次の要件に該当する額

1	満 44 歳以上の会員が銀婚慶祝記念品を受けることなく会員の資格を失ったとき 会員期間 1 年ごとに 1,000 円 （特別職は 2,000 円 ） 上限 20,000 円
2	会員が結婚祝金及び出産祝金を受けることなく会員の資格を失ったとき 会員期間 1 年ごとに 1,000 円 （特別職は 2,000 円 ） 上限なし
3	会員期間が 10 年以上（特別職は 4 年以上）の会員が出産祝金を受けることなく会員の資格を失ったとき 会員期間 1 年ごとに 500 円 （特別職は 1,000 円 ） 上限なし

※ 2 及び 3 の重複請求はできません。

会員特別給付金



会員特別給付金請求書（様式給第 6 号の 2）

会員特別給付金



以前に会員期間がある場合

過去に会員特別給付金を支給されているときは、会員期間を通算して算出した額から過去に支給された額を控除した額とします。

不幸があったとき

弔慰金

家族弔慰金



会員（会員の家族）が死亡したとき、弔慰金（家族弔慰金）を支給します。

※ 元会員が資格喪失後3ヵ月以内に死亡したときを含みます。

弔慰金

¥ 100,000 円

弔慰金

📄 弔慰金・家族弔慰金請求書（様式給第7号）

弔慰金

📄 死亡の事実を証明する書類

例



住民票除票

or



死亡診断書

or



死体埋(火)葬許可証

弔慰金

📄 遺族の順位を証明する書類



(同順位者が2名以上のとき)
代表請求者の選任届



(請求者が未成年者(既婚者は除く。)のとき)
未成年者の後見人の同意書

家族弔慰金

¥ 次の要件に該当する額

1	会員の配偶者が死亡したとき	100,000 円
2	扶養家族が死亡したとき(1を除く)	30,000 円
3	同居の子及び父母が死亡したとき(2を除く)	30,000 円
4	同居の家族が死亡したとき(2・3を除く)	20,000 円

※ 配偶者には、届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

※ 会員の扶養家族で、後期高齢者医療制度の対象となった者はその時点で扶養家族の認定取消となります。

家族弔慰金

📄 死亡の事実を証明する書類

例



住民票除票

or



死亡診断書

or



死体埋(火)葬許可証

家族弔慰金

📄 死亡者と同居の事実を証明する書類



同居等に関する証明(願)書（様式給第7号の2）

※ 死亡者が扶養家族に認定されている場合は不要

災害にあったとき

非常災害見舞金



水震火災その他の非常災害により、その住居及び家財に損害を受けたとき、非常災害見舞金を支給します。

※「罹災の程度」は共済組合の災害見舞金の定義と同様です。

次の要件に該当する額

罹災の程度	支給金額
住居及び家財の全部が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。	50,000 円
住居及び家財の2分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。 住居又は家財の全部が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。	40,000 円
住居及び家財の3分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。	30,000 円
住居又は家財の3分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。	20,000 円
浸水によって平屋建ての家屋(家財を含む。)が損害を受け、その認定が困難なとき。	床上120cm以上 30,000 円
	床上30cm以上 20,000 円

非常災害見舞金請求書 (様式給第8号)

災害見舞金支給調査書

よくあるご質問

給付金全般

Q

請求書の様式はどこにある？

A

互助会ホームページをご覧ください

給付に関するご案内のほか、事業の最新情報を掲載しています。

Q

振込先に家族の口座を指定できる？

A

できません

遺族が請求する場合を除き、給付金の受け取りは会員本人の口座となります。

Q

請求書に添付する書類は原本じゃないとダメ？

A

コピーでOKです

すべてコピーで問題ありません。請求書にクリップ留めで提出してください。

Q

請求もれがないか心配履歴が知りたい

A

お問い合わせください

互助会まで直接お電話・メールでご連絡いただければ回答します。

長期療養したとき

長期療養会員見舞金



会員が病気又は負傷により引き続き勤務に服することができなかった期間（療養期間）が30日以上あったとき、長期療養会員見舞金を支給します。

※「療養期間」当該期間の初日から勤務に服することとなった日の前日までの期間

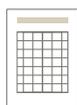
④ 次の要件に該当する額

療養期間	支給金額
30日以上 90日未満	10,000円
90日以上 180日未満	20,000円
180日以上	30,000円

⑤ 長期療養会員見舞金請求書（様式給第9号）

⑥ 療養期間を証明する書類

例



出勤簿の写し

療養期間の初日と
復職日を確認します

療養期間が7月20日から8月31日までの場合
出勤簿の写しは7・8・9月分を提出してください。

⑦ 同じ病気で再び療養したとき

既に長期療養会員見舞金の支給を受けた療養期間の最終日の翌日から180日以内（除外期間）に同一の病気又は負傷により、新たに支給事由が生じた場合、新たに生じた支給事由に係る療養期間には、除外期間中の勤務に服することができなかった期間は含みません。

婚姻届出以後24年を経過したとき

銀婚慶祝記念品



会員期間中に婚姻届出以後24年を経過した会員に対し、銀婚慶祝として40,000円程度の記念品を贈呈し祝福します。

⑧ 40,000円程度の記念品

日本旅行、JTBの旅行券又はギフトカード

⑨ 本年度の対象者

平成11年1月1日から平成11年12月31日までに結婚（届出）された方

※8月、2月の年2回に分けて所属所を通じて該当者の調査を行います。

⑩ ご夫婦ともに会員である場合

それぞれに記念品を贈呈します。